

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年8月16日（令和3年（行情）諮問第320号ないし同第330号及び同第332号）

答申日：令和5年6月26日（令和5年度（行情）答申第147号ないし同第158号）

事件名：「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書12（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年4月15日付け厚生労働省発基0415第7号ないし同第17号及び同月30日付け厚生労働省発基0430第7号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 令和3年（行情）諮問第320号ないし同第330号

ア 本件開示請求対象文書は、

- 文書1 平成21年2月16日付け基発0216001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書2 平成22年2月17日付け基発0217第2号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書3 平成23年2月16日付け基発0216第6号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書4 平成24年2月14日付け基発0214第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書5 平成25年2月13日付け基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書6 平成26年2月18日付け基発0218第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書7 平成27年2月16日付け基発0216第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書8 平成28年2月16日付け基発0216第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書9 平成29年2月13日付け基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書10 平成30年2月13日付け基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書11 平成31年2月13日付け基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」

であり、このうち文書1から文書9までは、情報公開・個人情報保護審査会令和元年12月13日付け令和元年度（行情）答申第386号（以下「答申第386号」という。）の対象文書と同一文書で

あり、当該答申にて全部開示すべきと判断された文書である。

処分庁は情報公開・個人情報保護審査会の判断を無視して、法5条4号及び同条6号イ該当を理由として、再び一部不開示の処分をした。

イ 審査請求人は処分庁が不開示とした部分につき、法5条4号及び同条6号イ非該当性について以下の通り主張する。

(ア) 審査請求人の主張は、答申第386号「第5審査会の判断の理由」の「2不開示情報該当性について」の(2)、(3)及び(4)と同趣旨であるので、「平成29年度」を「平成31年度」と読み替えた上で、答申第386号「第5審査会の判断の理由」の「2不開示情報該当性について」の(2)、(3)及び(4)を引用して法5条4号及び同条6号イ非該当性を主張する。

(イ) なお、処分庁は対象文書「令和2年2月10日付け基発0210第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」」に係る開示決定処分（行政文書開示決定通知書令和2年3月26日付厚生労働省発基0326第14号）においても、三度法5条4号及び同条6号イ該当を理由として、一部不開示の処分をした。この処分に対しても、情報公開・個人情報保護審査会令和3年4月15日付け令和3年度（行情）答申第7号（以下「答申第7号」という。）において、全部開示すべきと判断されたところ、処分庁は破廉恥にも同答申日と同じ令和3年4月15日に本件処分を行っているので、審査請求人は、さらに答申第7号「第5審査会の判断の理由」の「3不開示情報該当性について」の(2)を引用し法5条4号及び同条6号イ非該当性を主張する。

ウ 従って、処分庁の主張には理由がなく原処分は取消されるべきであるから、当該文書は開示されるべきである。

エ なお、本件処分における不開示とした理由の記載には、答申第386号で明示された審査会の判断を受けた新たな主張はまったく見られない。これでは審査会答申を軽んじているというにとどまらず、審査会答申をまったく無視していると言わざるを得ない。処分庁並びに情報公開・個人情報保護審査会は、法及び行政不服審査法の趣旨を踏まえた本件答申破り事案の評価を表明すべきであろう。

(2) 令和3年（行情）諮問第332号

ア 本件開示請求対象文書は、令和3年2月12日付け基発0212第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」であり、情報公開・個人情報保護審査会答申第386号及び答申第7号の対象文書と同種文書であり、当該答申にて全部開示すべきと判断された文書である。

処分庁は情報公開・個人情報保護審査会の判断を無視して、法5条4号及び同条6号イ該当を理由として、重ねて一部不開示の処分をした。

イ 審査請求人は処分庁が不開示とした部分につき、答申第386号「第5審査会の判断の理由」の「2不開示情報該当性について」の(2)、(3)及び(4)並びに答申第7号「第5審査会の判断の理由」の「3不開示情報該当性について」の(2)と同趣旨であるので、これを以って法5条4号及び同条6号イ非該当性を主張する。

ウ 従って、処分庁の主張には理由がなく原処分は取消されるべきであるから、当該文書は開示されるべきである。

エ なお、本件処分における不開示とした理由の記載には、答申第386号及び答申第7号で明示された審査会の判断を受けた新たな主張はまったく見られない。これでは審査会答申を軽んじているということとどまらず、審査会答申をまったく無視していると言わざるを得ない。処分庁並びに情報公開・個人情報保護審査会は、法及び行政不服審査法の趣旨を踏まえた本件答申破り事案の評価を表明すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年3月3日付け(同日受付)及び同月17日(同日受付)で処分庁に対し、法の規定に基づき、本件請求文書について開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和3年4月15日付け厚生労働省発基0415第7号ないし同第17号及び同月30日付け厚生労働省発基0430第7号により、一部開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年5月17日付け(同月18日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求に関し、原処分において不開示とした情報のうち、その一部については新たに開示し、その余については原処分を維持すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件各審査請求に係る開示請求は、文書1ないし11及び「令和3年度用の「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」」の開示を求めるものである。処分庁においては、文書1ないし12を本件対象文書に該当するものと特定した。

(2) 法5条4号及び6号イ該当性について

本件対象文書には、労働基準監督機関における司法警察権限の行使に関する秘匿すべき調査方法、ノウハウ等であって、過去から継続的に指示している事項や、単年度に限らず指示している事項などが含まれており、これを開示した場合、現在捜査の対象とされるおそれがある事案が具体的に推測されることとなり、基準に該当しない法違反は、捜査対象とされることはないとして、監督機関から指導を受けるまで是正しない、指導を受けたとしても速やかな是正をせず、あるいは是正しないまま放置する事業主を生じさせ、また、自主的な改善意欲を有する事業主の遵法意欲の低下等の悪影響を及ぼすほか、基準に該当する法違反は、捜査対象にされることとして、予め証拠を隠滅するなどの事業主を生じさせ、捜査や監督指導時に事実関係の把握が困難となり、また、検察庁との信頼関係も失うなど、監督指導事務・犯罪捜査等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

さらに、本件対象文書には、監督対象事業場の選定等の監督指導事務の実施内容に関する情報が含まれており、公にすることにより、監督指導事務の手法等が明らかとなり、労働基準監督署の行う検査、監督、犯罪捜査から逃れることを容易にし、又は助長する等監督指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条4号及び6号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(別紙略)

4 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由として、原処分は答申第386号及び答申第7号を軽視したものである旨主張する。

答申第386号は平成21年ないし平成29年の「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」を部分開示決定した原処分に対して全て開示するよう求めたものであり、諮問庁においては、答申を踏まえて対象文書の精査を改めて行い、開示すべきとされた箇所の一部を開示する一方で、上記3(2)と同様の理由から、監督指導事務、犯罪捜査等の適正な遂行の観点から、答申を受けてなお不開示とすべき箇所があると判断し、裁決をしたものであるところ、原処分は、不開示情報該当性について同裁決と同様の判断をするものであって、答申第386号を軽視したものである旨の審査請求人の主張は失当である。

答申第7号は、令和2年の「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」を部分開示決定した原処分に対し、対象文書に不開示情報に該当する箇所がないとして全て開示するよう求めたものであり、「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」と題して発出されて

いる通達について、一律に開示を求める趣旨ではないため、答申第7号を軽視したものであるという審査請求人の主張は失当である。

また、答申第386号及び答申第7号における対象文書に記載されている内容が、少なくとも答申時においては既に完結していたものであったのに対し、本件対象文書は、現在指示している内容を含んでいるものであって、前提が異なるものであり、全く同一の基準によって判断されるべきものではなく、上記答申を尊重しつつ、個別に不開示情報該当性を判断していくことが適当である。

審査請求人は、審査請求書の中で、「法5条4号及び6号イの非該当性」を主張し、原処分取消しを求めているが、不開示情報該当性については、上記3(2)で示したとおりであるため、審査請求人の主張は認められない。

5 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした本件対象文書のうち、別表に掲げる部分については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

6 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした情報のうち、上記5で開示するとした部分については新たに開示し、その余については原処分を維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月16日 諮問の受理（令和3年（行情）諮問第320号ないし同第330号及び同第332号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年9月9日 審議（同上）
- ④ 令和4年11月17日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 令和5年4月6日 審議（同上）
- ⑥ 同年5月29日 審議（同上）
- ⑦ 同年6月19日 令和3年（行情）諮問320号ないし同第330号及び同第332号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条

4号及び6号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書12であり、平成21年度ないし平成31年度及び令和3年度の各年度における監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について、当該各年度に先立ち厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長に対して通知した文書である。
- (2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、別紙に掲げる各文書には、それぞれ平成21年度ないし平成31年度及び令和3年度の当該各年度における監督指導業務に当たっての留意点等が記載されていると認められる。

また、各文書は、冒頭に各年度の「監督指導業務の運営に当たっての基本的考え方」の認識が述べられた後、年度により14ないし19項目の柱が立てられ、監督指導各業務についての各年度の重点課題、業務運営上の留意点等が記載されているものと認められる。また、その記載内容は、各年度の「基本的考え方」を踏まえ、柱立てを含めて毎年度見直し・変更が行われているものと認められる。

3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番12(1)は、人命又は公益の保護の観点から緊急に業務を行った事業場に対する健康確保対策としての一般的な指示事項、通番12(2)は、監督の実施に関する一般的な指示事項、通番12(3)は、特定分野における労働条件の確保・改善対策（介護労働者）についての一般的な指示事項、通番12(4)は、監督担当部署と労災補償担当部署との連携に関する一般的な指示事項、通番12(5)は、申告人等に対する処理経過等の説明についての一般的な指示事項が記載されている。

当該部分は、これを公にしても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番 2 a, 通番 3 a, 通番 4 a, 通番 5 a, 通番 6 a, 通番 7 a, 通番 8 a, 通番 9 a, 通番 10 a 及び通番 11 a

当該部分には、監督指導業務を行う上で、積極的に司法処分に付すべき重大又は悪質な事案等について、その具体的な基準や着眼点等を明らかにした内容が記載されている。

諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分を公にした場合、現在捜査の対象とされるおそれがある事案が具体的に推測されることとなり、当該基準に該当しない法違反は捜査対象とされることはないとして、労働基準監督機関から指導を受けるまで是正しない、指導を受けたとしても速やかな是正をせず、あるいは是正しないまま放置する事業主を生じさせるおそれがあると認められる。

イ 通番 7 b, 通番 8 b, 通番 9 b, 通番 10 b, 通番 11 b 及び通番 12 b

当該部分には、長時間労働に関する監督指導において、その具体的な基準や着眼点等を明らかにした内容が記載されている。

これらの内容について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足して説明させたところ、当該部分は、司法処理規範を前提とした監督指導時における確認事項等を指示している記載であり、これを公にすることにより、司法処理規範の内容が一定程度類推されることになり、監督指導に係る内部的な管理基準が明らかとなることであった。

これを踏まえ検討すると、当該部分を公にした場合、監督指導の際に指導を受けることを想定してあらかじめ証拠を隠滅するなど、事業場における正確な実態の把握が困難となるおそれがあると認められる。

ウ 通番 1 c, 通番 2 c, 通番 7 c, 通番 8 c, 通番 9 c 及び通番 10 c

当該部分には、監督指導業務を行う上で、悪質と認められる事案に関して、その具体的な内容・着眼点等が記載されている。

これらの内容について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足して説明させたところ、当該部分の内容を公にした場合、司法処分の対象とならない範囲での違反事項の是正にとどまるなど、事業主の遵法意識の低下を招き、結果的に監督指導の行使による是正指導が有名無実化しかねないことであった。

これを踏まえ検討すると、当該部分を公にした場合、捜査対象として列挙されている態様の法違反でなければ、捜査対象とはならない範囲での是正にとどまり、結果として自主的な改善意欲を有する事業主の遵法意識の低下等の悪影響を及ぼすおそれがあると認められ

る。

エ 通番 8 d 及び通番 9 d

当該部分には、司法警察権限の行使に関する具体的な内容が記載されている。

諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分を公にした場合、捜査の対象とされるおそれがある事案が具体的に推測されることとなり、当該基準に該当する法違反は、捜査対象にされるとして、あらかじめ証拠を隠滅するなどの事業主を生じさせ、捜査や監督指導時に正確な事実関係の把握が困難となり、また、検察庁との信頼関係も失うなど、監督指導事務等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ 通番 2 e, 通番 3 e, 通番 4 e 及び通番 5 e

当該部分には、監督指導業務を行う上で、司法処分を含め厳正に対処する場合等が具体的に記載されている。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足して説明させたところ、当該部分は、労働基準監督行政として重大な法違反と考えられる場合や、悪質性が高いと考える類型を示し、そのような事案に対しては司法警察権限を積極的に行使するという考え方を示したものであり、当該記載が掲載された単年度だけではなく、将来にわたっての司法警察権限行使に係る基本的な考え方を示したもので、これを公にすることにより、司法警察権限の行使に当たっての着眼点や範囲等に係る情報が明らかになるとのことであった。

これを踏まえ検討すると、当該部分を公にした場合、これらの場合等に該当する法違反は、捜査対象にされるとして、あらかじめ証拠を隠滅するなどの事業主を生じさせ、捜査や監督指導時に正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあると認められる。また、当該年度の文書に当該部分の記載がないことをもって、当該場合等に該当しない法違反は捜査対象とされることはないとして、労働基準監督機関から指導を受けるまでは是正しない、指導を受けたとしても速やかな是正をせず、あるいは是正しないまま放置する事業主を生じさせるおそれがあるとも認められる。

カ 通番 1 2 f

当該部分には、監督対象事業場の選定等の監督指導事務の実施内容に関する情報が記載されている。

諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分を公にした場合、労働基準監督機関が行う監督指導に係る手法・内容等が明らかになると認められる。

このため、以上の部分は、これらを公にすることにより、労働基準監

督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条6号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (3) 諮問庁は、本件対象文書には、労働基準監督機関における司法警察権限の行使に関する秘匿すべき調査方法、ノウハウ等であって、過去から継続的に指示している事項や、単年度に限らず指示している事項などが含まれている旨主張する。

当審査会事務局職員をして、毎年度改定するものであれば、当該年度の通知には記述されていない、過去の記述を開示することにより、現在又は将来の監督指導業務にいかなる支障を及ぼし得るか、改めて諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

本件対象文書は、単年度に留まらない司法処分の基準や監督指導業務の恒久的な記載も多く含まれ、監督指導の着眼点や具体的な指導方法等が記載されており、「各年度で完結しており過去のものであること」という理由で開示すると、結果として現在又は将来の監督指導業務に大きな影響を及ぼすことになり、監督指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考える。

これを踏まえ検討すると、本件対象文書に記載された監督指導の着眼点や具体的な指導方法等を開示した場合、監督指導の際に指導を受けることを想定してあらかじめ証拠を隠滅したり、監督指導を受けたものの当該監督指導による取り締まりの対象とはならない範囲での是正にとどまるなど、結果として事業主の遵法意識の低下につながるおそれがあると認められる。このため、上記の諮問庁の説明は否定できず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、本件対象文書の一部について、答申第386号の対象文書と同一の文書である、あるいは答申第386号及び答申第7号の対象文書と同種の文書である等の主張を行っており、過去の答申と原処分との関係を指摘している。これに対し、諮問庁は、本件対象文書について、個別に不開示情報該当性を判断した結果である旨反論している。

本件については、具体的な不開示理由等が新たに記述された理由説明書（上記第3の3（2））及び諮問庁による補足説明並びに本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討を行い、上記3のとおり判断したものである。

なお、諮問庁は、答申第386号（平成31年（行情）諮問第176号）における理由説明書においても、当該対象文書の不開示部分の不開

示情報該当性につき、上記第3の3(2)に掲げるような監督指導事務、犯罪捜査等の適正な遂行の観点などについても主張することが適切であったと考えられる。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号イに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

- 文書1 平成21年2月16日付け基発第0216001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書2 平成22年2月17日付け基発0217第2号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書3 平成23年2月16日付け基発0216第6号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書4 平成24年2月14日付け基発0214第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書5 平成25年2月13日付け基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書6 平成26年2月18日付け基発0218第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書7 平成27年2月16日付け基発0216第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書8 平成28年2月16日付け基発0216第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書9 平成29年2月13日付け基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書10 平成30年2月13日付け基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書11 平成31年2月13日付け基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」
- 文書12 令和3年2月12日付け基発0212第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」

別表 不開示情報該当性（全て法5条4号及び6号イ該当性）

1 文書番号及び文書名	2 不開示部分		3 2のうち開示すべき部分
	該当箇所	通番	
文書1 平成21年2月16日付け基発第0216001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」	c 8頁15行目4文字目ないし16行目16文字目	1	—
文書2 平成22年2月17日付け基発0217第2号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」	a 6頁12行目4文字目ないし18行目32文字目 c 7頁1行目4文字目ないし2行目6文字目 c 17頁2行目37文字目ないし4行目23文字目 e 10頁4行目8文字目ないし37文字目	2	—
文書3 平成23年2月16日付け基発0216第6号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」	a 14頁1行目28文字目ないし12行目22文字目 e 11頁9行目13文字目ないし10行目9文字目	3	—
文書4 平成24年2月14日付け基発0214第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」	a 16頁21行目16文字目ないし24行目27文字目 e 4頁12行目13文字目ないし28文字目 e 13頁24行目25文字目ないし25行目26文字目 e 16頁18行目25	4	—

		文字目ないし31文字目		
文書 5	平成25年2月 13日付け基発 0213第1号 「監督指導業務 の運営に当たっ て留意すべき事 項について」	a 15頁12行目3文 字目ないし18行目5文 字目 e 11頁4行目18文 字目ないし5行目23文 字目	5	—
文書 6	平成26年2月 18日付け基発 0218第1号 「監督指導業務 の運営に当たっ て留意すべき事 項について」	a 15頁25行目2文 字目ないし29行目16 文字目	6	—
文書 7	平成27年2月 16日付け基発 0216第1号 「監督指導業務 の運営に当たっ て留意すべき事 項について」	a 13頁1行目33文 字目ないし2行目 b 16頁28行目6文 字目ないし30行目、1 7頁1行目1文字目ない し26文字目 c 10頁25行目4文 字目ないし26行目30 文字目	7	—
文書 8	平成28年2月 16日付け基発 0216第1号 「監督指導業務 の運営に当たっ て留意すべき事 項について」	a 13頁7行目1文字 目ないし8行目2文字目 a 18頁7行目7文字 目ないし9行目、10行 目4文字目ないし12行 目2文字目 b 5頁14行目19文 字目ないし17行目、1 8行目2文字目ないし1 9行目、20行目2文字 目ないし22行目 c 11頁33行目4文 字目ないし37文字目、	8	—

		1 2 頁 1 行目 1 文字目及び 2 文字目 d 1 8 頁 1 3 行目 2 文字目 ないし 2 5 文字目, 1 4 行目 1 文字目ないし 1 5 行目 2 8 文字目, 1 7 行目 1 9 文字目ないし 1 9 行目 3 文字目, 1 9 行目 2 2 文字目ないし 2 0 行目		
文書 9	平成 2 9 年 2 月 1 3 日 付 け 基 発 0 2 1 3 第 1 号 「監督指導業務 の運営に当たっ て留意すべき事 項について」	a 9 頁 2 3 行目 1 5 文 字目ないし 2 9 行目 1 5 文字目 a 1 7 頁 1 9 行目 4 文 字目ないし 2 2 行目 2 5 文字目 b 5 頁 2 行目 1 2 文字 目ないし 3 行目, 5 行目 2 文字目ないし 7 行目, 8 行目 2 文字目ないし 9 行目 c 1 2 頁 3 1 行目 4 文 字目ないし 3 2 行目 2 文 字目 d 1 4 頁 1 5 行目 3 7 文字目ないし 1 7 行目 1 0 文字目	9	—
文書 1 0	平成 3 0 年 2 月 1 3 日 付 け 基 発 0 2 1 3 第 1 号 「監督指導業務 の運営に当たっ て留意すべき事 項について」	a 2 1 頁 1 6 行目 4 文 字目ないし 2 2 行目 1 2 文字目 b 7 頁 1 6 行目 1 2 文 字目ないし 1 8 行目 5 文 字目, 1 9 行目 2 文字目 ないし 2 0 行目, 2 1 行 目 2 文字目ないし 2 2 行 目 c 1 5 頁 1 1 行目 4 文	1 0	—

		字目ないし12行目16文字目		
文書 11	平成31年2月13日付け基発0213第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」	a 22頁7行目16文字目ないし10行目36文字目 a 23頁20行目4文字目ないし26行目12文字目 b 5頁16行目28文字目ないし18行目21文字目, 20行目2文字目ないし21行目, 22行目2文字目23行目, 24行目2文字目ないし最終文字	11	—
文書 12	令和3年2月12日付け基発0212第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」	b 4頁9行目16文字目ないし12行目 f 4頁14行目21文字目ないし17行目26文字目, 5頁2行目ないし5行目, 6頁23行目2文字目ないし24行目, 26行目1文字目ないし20文字目, 8頁23行目1文字目ないし22文字目, 9頁19行目20文字目ないし21行目18文字目, 13頁21行目18文字目ないし34文字目, 15頁16行目ないし17行目26文字目, 16頁15行目14文字目ないし16行目19文字目, 28行目ないし31行目, 17頁1行目ないし2行目	12	(1) 5頁2行目ないし5行目 (2) 8頁23行目16文字目ないし22文字目, 13頁21行目33文字目ないし34文字目 (3) 15頁17行目3文字目ないし26文字目 (4) 16頁15行目14文字目ないし16行目19文字目 (5) 16頁28行目ないし17頁2行目

		6 頁 2 7 行目 1 4 文字目 ないし 2 8 行目 4 文字 目, 8 頁 2 3 行目 2 3 文 字目ないし 2 4 行目 8 文 字目, 1 5 頁 1 7 行目 2 7 文字目ないし 1 8 行目 2 9 文字目, 1 6 頁 2 行 目ないし 5 行目, 9 行目 1 6 文字目ないし 1 0 行 目 9 文字目, 1 0 行目 3 3 文字目ないし 1 2 行目 1 2 文字目, 1 7 頁 5 行 目ないし 7 行目 1 5 文字 目, 1 2 行目ないし 1 4 行目, 1 8 頁 6 行目 1 1 文字目ないし 1 9 文字 目, 1 0 行目 3 4 文字目 ないし 1 1 行目 3 1 文字 目, 1 2 行目 1 5 文字目 ないし 1 3 行目	—	(新たに開示)
--	--	--	---	---------

(注) 上表は, 当審査会事務局において作成した。